

船舶インシデント調査報告書

令和元年10月23日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（機関故障）
発生日時	平成30年12月25日 12時45分ごろ
発生場所	青森県風間浦村易国間漁港北方沖 蛇浦港第2東防波堤北灯台から真方位037° 2.2海里付近 (概位 北緯41° 32.1′ 東経141° 00.0′)
インシデントの概要	漁船神力丸は、航行中、主機が停止し、運航不能となった。
インシデント調査の経過	令和元年5月16日、主管調査官（仙台事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	漁船 神力丸、12トン AM2-5351（漁船登録番号）、個人所有 ディーゼル機関、4サイクル、漁船法馬力数120、回転数毎分 1,940、6気筒、ボア135mm、使用燃料A重油、平成12年 6月機関製造
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 西、風力 2、視界 良好 海象：波高 約0.5m
インシデントの経過等	本船は、船長ほか1人が乗り組み、航行中、異常音を発し、主機が 停止して運航不能となり、付近で操業中の僚船にえい航され、青森県大 間町大間港に戻った。 機関修理会社担当者は、本インシデント後、点検を行い、船首から 順に番号が付された主機4番シリンダの接続棒ボルト（以下「本件ボ ルト」という。）が折損し、本件ボルト及び接続棒大端部の下部キャ ップがクランク室に落下しているのを認めた。 主機は、本件ボルトに関する整備記録がなかった。
分析	本船は、航行中、本件ボルトが折損したことから、主機の運転がで きなくなり、運航不能となったものと推定されるが、本件ボルトに関 する整備記録がないことから、折損に至った状況を明らかにすること はできなかった。
原因	本インシデントは、本船が、航行中、本件ボルトが折損したため、 主機の運転ができなくなったことにより発生したものと推定される。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考え られる。 ・ 主機の接続棒ボルトは、定期的に点検を実施し、必要であれば交

	換を行うとともに、実施した点検等を整備記録簿に記載すること。
--	--------------------------------